

< 山形県からのお知らせ >

高速道路・自動車専用道路の供用開始に伴い、 屋外広告物の規制地域が変わります。

山形県内では、高速道路や自動車専用道路の建設が進められています。これらの道路の供用に伴い、山形県屋外広告物条例に基づき、以下の地域で規制が変わりますので、屋外広告物を設置する際にはご留意いただくようお願いいたします。

■以下の地域が第2種特別規制地域に指定されます。

- (1) 高速自動車国道の両側500m以内の展望できる範囲の地域(用途地域を除く)
- (2) インターチェンジから道程3km以内の一般国道及び県道の両側500m以内の展望できる範囲の地域(用途地域を除く) ※対象となるインターチェンジについては、お問い合わせください。
(展望できる範囲とは、視界を遮る山などが無く、自然の立地条件で広告物の存在が視認できる範囲)

※第2種特別規制地域

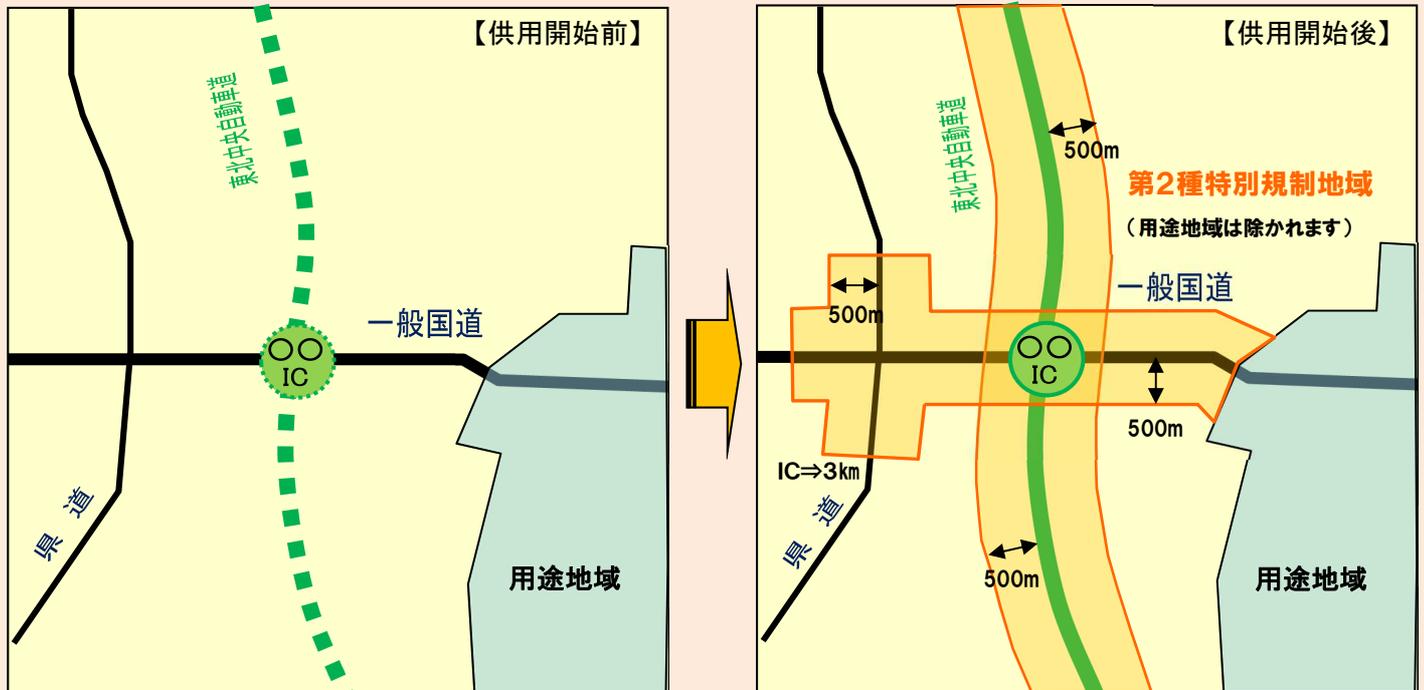
- ・自家用広告、及び案内広告以外の屋外広告物は原則設置できない地域。
- ・設置できる屋外広告物については、主に以下のような基準になります。

建植広告 → 高さ5m以下、一面の表示面積5㎡以下

壁面利用広告 → 一面の表示面積5㎡以下

(その他、屋外広告物の種類によって設置基準があります。)

《規制のイメージ》



※既に設置している広告物が規制変更で基準違反になった場合でも、5年間は設置が認められます。

問合せ：◆規制全般に関すること (山形市を除く)

山形県県土整備部県土利用政策課 Tel.023-630-2581

◆個々の物件に関すること (山形市を除く)

県内の各総合支庁及び地域振興局の建設総務課屋外広告物担当

※山形市内に屋外広告物を設置する場合は、

山形市屋外広告物条例が適用されます。

山形市まちなみデザイン課 (電話 023-641-1212 内線 525) にお問い合わせください。

詳しくは

やまがたの屋外広告物

で検索

